

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

区職員等との整合性を図るため、組合休暇の付与を暦年から年度に改めるほか、職員の定年引上げ等に伴い、所要の規定整備をする。

2 施行期日

令和5年4月1日